「不足額給付２」 支給要件確認フローチャート

令和7年1月1日時点で、東久留米市に住民票はありますでしょうか？

- いいえ → 東久留米市では給付の対象になりません。令和7年1月1日に住民登録のある自治体にお問い合わせください。
- はい（住民票ある）↓

次に、令和6年中の合計所得が1,805万円以下となりますでしょうか。

- 以上です → 定額減税および不足額給付（１・２）の対象とはなりません。
- はい（以下です）↓

次に、令和5年中、6年中ともに所得合計は48万円超でしょうか。

- いいえ → ご自身が（青色）事業専従者でしょうか？
  - はい → はい（以上です）↓
  - いいえ → 不足額給付２の対象とはなりません（扶養親族としての減額・給付の対象・低所得者給付の対象かと思われます。）
- はい（以上です）↓

令和6年度の個人住民税の所得割額は０円でしょうか。（所得割額が発生していないのでしょうか）

- 0円ではない → 定額減税の適用を受けているため、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付Ｉの支給対象条件を確認してください。）
- はい（0円）↓

令和6年分の所得税（源泉徴収税）の額は０円でしょうか。（所得税額が発生していない）

- 0円ではない → 定額減税の適用を受けているため、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付Ｉの支給対象条件を確認してください。）
- はい（0円）↓

令和6年度個人住民税および令和6年分所得税に置いて定額減税を受けていませんか。

- 受けている → その場合、本人として定額減税の適用を受けているため、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付１の支給対象条件を確認してください。）
- はい（受けていない）↓

当初調整給付を受給されていませんか。

- 受給してる → 当初調整給付を受けている場合、不足額給付２の対象とはなりません。（不足額給付１の支給対象条件を確認してください。）
- はい（受給していない）↓

令和5年度の非課税世帯給付金、令和5年度均等割のみ課税世帯給付金、令和6年度非課税世帯等給付金の対象世帯の世帯主・世帯員ではありませんか。

- 該当する → 低所得世帯支援給付金の受給対象であった場合、不足額給付２の支給対象となりません。
- はい（該当しない）↓

不足額給付２の対象となる可能性があります。
申請書に記入のうえ、必要書類とともにご提出をお願い致します。審査の上、支給要件を満たすことが確認できた場合には、給付金が支給されます。